

# わかやま既存住宅状況調査補助金事業実施要領

(令和 6年 4月 1日制定)

## 第1 趣旨

この実施要領は、わかやま既存住宅状況調査補助金の適正かつ円滑な交付を図るため、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）及びわかやま既存住宅状況調査補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事務の実施及び補助金の配分

この補助金の事務は、補助事業の対象となる空き家が所在する市町村を管轄する振興局の地域づくり部地域づくり課が実施するものとする。振興局への補助金の配分は、当該振興局の実情を勘案の上、地域振興課長が決定するものとする。

## 第3 補助事業の実施期間

交付要綱第5に規定する補助対象調査は、交付申請年度と同一年度内に実施するものとする。

## 第4 交付申請書兼実績報告書の受付

- (1) 交付要綱第7に規定する交付申請書兼実績報告書の受付は、随時行うものとする。
- (2) 補助対象となる対象者の補助金交付申請額の総額が、当該年度の予算額を超えた時点で、受付は終了する。
- (3) 交付申請書兼実績報告書提出後の補助金額の増額変更は、認めないものとする。

## 第5 交付申請書兼実績報告書の添付書類

交付要綱第6に規定する交付対象経費の内容を確認するため、その他必要な書類の添付を求めることができるものとする。